

(別添)

試験船「おしどり」潮流計設置業務仕様書

1 目的

本業務は、試験船「おしどり」に潮流観測機能を新規付加し、併せて既存のデジタル無線機に必要な設定及び調整をする。これにより、下記の項目が可能となる。

- (1)沿岸漁場における潮流情報の高精度取得
- (2)取得データのリアルタイム収集・共有体制の強化
- (3)スマート漁業推進に資する情報基盤の高度化

2 業務名

試験船「おしどり」潮流計設置業務

3 業務場所

鳥取県栽培漁業センター及び試験船「おしどり」

4 業務期間

契約締結日から令和8年11月30日まで。なお、本業務に係る潮流計の設置は船舶貫通作業を伴うため、施工品質及び安全性の観点から、別途発注する船舶上架時(定期点検ドック時:令和8年9月から10月に1ヶ月間実施予定)に実施すること。

5 業務内容

(1)潮流計の設置

以下の仕様を満たす潮流計を船舶に設置すること。

【潮流計仕様】

指定機種 CI-88(古野電機株式会社)

【要件】

測定方式	ドップラー式(ADCP)
測定周波数	288kHz 帯
測定範囲	0.0~9.9kn
測定精度	±0.2kn 以内
測定方向	360°
測定層数	複数層(最低3層以上)
測定可能水深	2~100m 程度
表示	カラー液晶(10インチ程度)
出力	NMEA0183準拠
データ項目	流速・流向・船速等
送受波機ケース	ステンレス製、キングストーン含む

(2) インターフェースユニットの設置

潮流計データを無線機へ連携するためのインターフェースユニットを設置すること。

【インターフェースユニット仕様】

指定機種 IF-2550

【要件】

NMEA データに対応すること。
潮流データの外部出力機能を有すること。
無線機との接続実績を有すること。

(3) 27MHz デジタル無線機のバージョンアップ

おしどりに設置する潮流計について、県が整備した「潮流情報自動提供システム」(以下「既存システム」という。)へ潮流データを提供できるよう、既存デジタル無線機に必要な設定及び調整を行うこと。

【要件】

データ出力要件	潮流計で取得した以下のデータを外部出力可能とすること。 流速、流向、観測時刻、位置情報(GPS 連携)
通信要件	無線機を介して既存システムへデータ送信できること。
データ形式	既存システムに適合すること(NMEA0183または同等形式)。
インターフェイス要件	潮流計－無線機間のデータ連携を確実にすること。 必要に応じてプロトコル変換またはデータ整形を行うこと。

(4) 船舶設置に係る事前調査及び施工要件

受託者は、潮流計及び無線設備の設置にあたり、船舶特有の振動・波浪・塩害環境を考慮し、機器の性能を長期的に維持できるよう適切な施工を行うこととし、設置前に以下の調査を実施すること。

ア 船体構造調査及び船体貫通部の施工

- (ア) 船底材質、厚さ、設置可能位置を確認すること。
- (イ) 船体貫通部の施工方法を判断し、貫通させること。

イ 潮流計設置位置の選定

- (ア) 送受波器の船底取付は水流の影響を最小化する位置とすること。
- (イ) 気泡巻き込みが発生しにくい位置とすること。
- (ウ) 船速影響を考慮した設置角度調整を行うこと。
- (エ) 設置後にキャリブレーションを実施する。

ウ 電源系統調査

- (ア) DC12V/24V 系統を確認すること。
- (イ) 電圧変動・ノイズの有無を確認すること。

エ 既存機器との干渉確認

- (ア) 魚探・GPS・無線機との電磁干渉を確認すること。
- (イ) 配線ルートの重複を回避すること。

オ 振動対策

- (ア) 配線は適切な間隔で固定すること。
- (イ) 可動部付近は余長を確保すること。
- (ウ) コネクタ部に 応力が集中しない構造とすること。

カ 波浪・衝撃対策

- (ア) 耐振・耐衝撃性のある取付方法とすること。
- (イ) 重量物は確実に固定すること。

キ 防水・防塩対策

- (ア) ケーブル貫通部は完全防水処理すること。
- (イ) 防水グランドまたはシール材を使用すること。
- (ウ) 塩害対策として耐腐食部材を使用すること。

ク ノイズ対策

- (ア) 電源系統と信号系統を分離すること。
- (イ) 必要に応じてシールドケーブルを使用すること。
- (ウ) アース処理を適正に行うこと。

ケ 施工時期の調整

- (ア) 発注者と協議の上、定期点検(ドック)スケジュールに合わせて施工計画を策定すること。
- (イ) 航行期間中の施工は原則として行わないこと。

コ 船底作業の実施条件

- (ア) 潮流計センサー等の船底設置作業は、船舶上架時(ドック時)に実施すること。
- (イ) 水中作業による施工は原則認めない。

サ 安全管理

- (ア) ドック作業における安全基準を遵守すること。
- (イ) 作業員の安全確保及び船体損傷防止に十分配慮すること。

シ 工程管理

- (ア) 定期点検工程に影響を与えない施工計画とすること。
- (イ) 他工事との工程調整を適切に行うこと。

(5) 動作確認

- (ア) 海上試験(潮流取得確認)を行うこと。
- (イ) 無線送信試験を行うこと。
- (ウ) 陸上側での受信確認を行うこと。
- (エ) 既存潮流システムへの登録・表示を確認すること。
- (オ) 既存潮流システムとの整合性を確保すること。
- (カ) データ更新頻度・フォーマットを既存運用に合わせること。

(6) 操作説明

乗組員への操作説明および簡易マニュアルを提出すること。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

8 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物(中間成果物を含む。)を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに7の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

10 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

11 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

12 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

13 事故等発生時の対応義務

(1)受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

(2)受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

14 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

15 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

16 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から20日以内に次のとおり事業完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(1)提出部数 2部

(2)添付書類 機器仕様書、配線図、設置写真、試験結果報告書、取扱説明書

17 委託料の支払

(1)受注者は、委託料を請求する場合は、16の検査合格後に行うものとする。

(2)発注者は、16の検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払う。

(3)発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

18 違約金

受注者は、4に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があるとめたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

19 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

20 追完請求権

(1)発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(2)(1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

(3)(1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

21 契約の解除

(1)発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(2)発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

ウ 20(1)の履行の追完がなされないとき。

エ この契約に違反したとき。

(3)発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達す

るのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア)暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすること。その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ)暴力団員を雇用すること。

(ウ)暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ)いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ)暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ)役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ)暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(4)発注者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(5)発注者は、(1)の規定により契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

22 賠償の予定

受注者が21の(3)オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

23 個人情報の保護

(1)受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2)受注者は、7の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

24 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁

判所とする。

25 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

26 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。